

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	佐藤さだお
視察地	兵庫県洲本市		
調査事項	議会におけるハラスメント防止に関する取組について		
視察年月日	令和6年7月9日		
視察内容	1 概要 - 平成18年の2月に合併 - 旧洲本市で政治倫理条例があった。 - 合併後、洲本市議会ハラスメント防止条例を制定。 - ハラスメント防止条例施行規程を策定。 - 今年1月にハラスメント事案が発生。 2 特徴 - ハラスメントを防止するための措置及びハラスメントが行われた場合に適切に対応するための措置に関して、委員6名による審査会を設置。 - 委員構成は各派の代表6名 - ハラスメントを行った議員の公表の規程あり。 - 議員間、あるいは議員から市長等だけではなく、議員から事務局職員を対象 3 本市におけるハラスメント防止条例または要綱策定にあたり参考とすべき事項 - 洲本市は条例を制定しているが、条例制定に係る根拠について明確なものはなかった。 - 審査会及び調査委員会の設置については、構成員の検討を含め、議論の必要があると思われる。 - ハラスメントを行った議員の氏名の公表については慎重に検討すべきと思料する。 4 その他 - 洲本市はハラスメントの事案を公表しているが、様々な配慮を行い公表したが、結果的に加害者が取材を受け、事案の概要などが新聞に掲載された。 - ハラスメントと思われる事案については公表した以外も発生していて、すべて同じ議員が行ったものである。 - 市民の方の反応は様々だが、肩を触っただけなのだという反応も複数あった。 - 職員側のハラスメント防止に係る規程はない。		

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	佐藤さだお
視察地	三重県四日市市		
調査事項	議会におけるハラスメント防止に関する取組について		
視察年月日	令和6年7月10日		
視察内容	1 概要 ・四日市市議会ハラスメント防止条例を制定。 ・ハラスメント防止のための行動指針を策定。 2 特徴 ・ハラスメント事案への対応方針を具体的に定めるとともに、必要に応じて第三者機関である議会の顧問弁護士に相談を行う。 ・ハラスメントを行った議員の公表の規定あり。 3 本市におけるハラスメント防止条例または要綱策定にあたり参考とすべき事項 ・条例を制定しているが、条例制定に係る根拠について明確なものはなかった。 ・審査会及び調査委員会の設置については、構成員の検討を含め、議論の必要があると思われる。 ・必要に応じて顧問弁護士に相談できる体制を整備すべき。 ・ハラスメントを行った議員の氏名の公表については慎重に検討すべきと思料する。 4 その他 ・議長の責務がかなり重いのではないかという質問には、議長が自ら記者会見を行ったり、対応するというのではなく、事態解決に向け前向きに議会を先導していくことを意図したものであるとのこと。 ・四日市市議会は通年議会とし、議員全員参加による議員政策研究会を設置して、議員提案を活発に行っている。本市においても、積極的な政策提案や議論のために、参考にすべきと思料する。		

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	佐藤さだお
視察地	長野県長野市		
調査事項	議会におけるハラスメント防止に関する取組について		
視察年月日	令和6年7月11日		
視察内容	1 概要 - 長野市議会におけるハラスメント防止等に関する要綱を制定。 - 長野市議会ハラスメント調査委員会を設置。 - 政治倫理規程は別に条例化。 - 現在のところ調査委員会を設置した事例はない。 2 特徴 - 議長はハラスメントに起因する問題の解決に必要があると認めるときは、議員11名で構成するハラスメント調査委員会を設置し、協議を依頼する。 - ハラスメントを行った議員の氏名は公表しない。 - 要綱の作成に当たっては、議員からの要望や意見をしっかりと反映している。 3 本市におけるハラスメント防止条例または要綱策定にあたり参考とすべき事項 - 長野市が制定した要綱は市長部局と議会の二本立ての要綱となっており、本市の状況とも類似点があり、参考にすべきと思料する。 - 審査会及び調査委員会の設置については、構成員の検討を含め、議論の必要があると思われる。 - ハラスメントを行った議員の氏名の公表については慎重に検討すべきと思料する。 4 その他 - 市長から、一般質問時に議員から理事者へ威圧的な態度があったという申入れをうけたことによりハラスメントの防止対策について検討がはじまった。 - 職員アンケートで議員によるハラスメント事案があるという記載があったことが報道されているが、市長からはアンケートの結果ということで事実確認を行ったということではないといわれている。		

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。